

外来感染対策向上加算について

令和6年度の診療報酬改定に関連して、令和6年6月より外来感染対策向上加算（患者様1名につき月1回6点）及び連携強化加算（患者様1名につき月1回3点）を算定させていただきます。

当院は、北海道の医療措置協定に基づく措置を講ずる医療機関に指定されており、感染症が疑われる方は、受診歴の有無に関わらず発熱患者様の受け入れを行い、診察室を別にして通常診療の方と全く接さないように院内感染予防策を講じています。

ご理解の程よろしくお願いいたします。